

仕 様 書

1 件名

令和 7 年度南区区民まつり会場設営等業務委託

2 趣旨

令和 8 年 2 月 1 日（日）に南区区民まつり実行委員会（以下「甲」という。）が開催する「令和 7 年度南区区民まつり」（以下「まつり」という。）の会場において、受託者（以下「乙」という。）は必要な資機材等の提供、設営及び撤去作業を行うもの。

3 日時

設営日：令和 8 年 1 月 31 日（土）午前 8 時～午後 5 時

実施日：令和 8 年 2 月 1 日（日）午前 9 時 45 分～午後 3 時

撤去日：令和 8 年 2 月 1 日（日）午後 3 時～午後 6 時 30 分

4 場所

日本ガイシ スポーツプラザ（名古屋市南区東又兵ヱ町 5-1-16）

5 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 1 日（日）まで

6 遵守事項

乙は本業務の履行にあたり、「情報取扱注意項目」「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」「談合その他の不正行為に係る特約条項」「障害者差別解消に関する特記仕様書」「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守すること。

7 支払い方法

委託代金は業務完了後、請求書の提出を受けた後に遅滞なく支払うものとする。

8 業務委託の内容

(1) 資機材の提供および会場設営

「令和 7 年度南区区民まつり会場設営等業務委託内容」のとおり、資機材の提供および会場設営を実施する。

提供する資機材の規格寸法及び数量は、資料 10 の「受託者用意（業者）」に示すものとし、設営日に搬入すること。その他の資機材については、資料 10 で示した保管場所から運搬し設置するものとする。

屋外に設営する資機材については、不意の突風にも耐えることができ、参加者等への危険のないよう配慮を怠らないこと。

なお、乙は計画立案にあたっては事前調査を行い、搬入ルートを確認のうえ、会場周辺の安全及び音等に支障がないよう十分配慮すること。

(2) 機材・機器の設置

ア パイプテント

テントは十分な量のウェイトを使用し、まつり前日（1 月 31 日）中に組み上げた状態にすること。

イ 机、折りたたみ式椅子

机は、天板加工のあるものを用意すること。

ウ ストープ

指定する場所で暖を取れるよう、ストーブを設置すること。具体的な内容については実行委員会と協議の上行うこと。

(3) 会場撤去・資機材搬出

まつり終了時に合わせて、甲の指示のもと受託業者による作業員を配置し、会場施設を速やかに撤去、現状に復旧し、資料 10 の「受託者用意（業者）」に示した資機材を搬出するものとする。また、現状に復するため必要があれば清掃を実施すること。

なお、乙は計画立案にあたっては事前調査を行い、搬出ルートを確認のうえ、会場周辺の安全及び音等に支障がないよう十分配慮すること。

(4) 備考

- ・ 資機材等のトラブルに対応するため、当日の資機材設備責任者を定め、各責任者名及び当日連絡のとれる携帯電話の番号を甲に対して事前に提出すること。
- ・ 資機材については、当日直ちに使用できるよう破損などが無いものを準備すること。
- ・ 資機材の搬出入、設営及び撤去時（特に早朝及び夜間）の騒音等については近隣住民に迷惑をかけることがないよう特に配慮すること。

9 不可抗力な事由による契約の解除及び変更

天災、選挙または感染症の流行等の不可抗力な事由により、まつりが中止になるなど、本業務の履行が不要となった場合は、甲は契約を解除することができる。その場合、乙は本契約にかかる一切の代金（損害賠償金を含む）を請求できないものとする。

ただし、既履行部分に相応する委託代金（以下「既履行部分委託代金」という。）が発生する場合は、契約変更の手続きにより行うものとする。変更後の契約金額は、甲と乙の協議により定めた既履行部分委託代金（当初の契約金額以内）とする。

10 その他

- (1) 本業務を遂行するにあたって、乙は甲と十分に協議し、内容を確認のうえで業務を実施すること。
- (2) 準備・実施及び撤去にあたっては、終了時間を守るとともに、周囲の安全にも配慮し、事故が起きないように施工すること。
- (3) 見積書等提出後の辞退は、文書（様式は問わない）で提出すること。
- (4) 提出された資料は返還しない。
- (5) 乙は、貸与した資料（複写、又は複製したものを含む。）を他の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (6) 契約の締結に要する一切の費用は乙の負担とする。
- (7) 採用された見積書は、甲と乙の協議のうえ、変更することがある。
- (8) 内容に軽微な変更が生じた場合は、契約金額は変更せず、甲の指示に従う。
- (9) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲と乙の協議により定めるものとする。ただし、協議の整わないときは甲の決定するところによる。
- (10) 乙が契約を履行するにあたり、故意、過失などにより、他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した場合には、乙が全責任を負うものとする。
- (11) 乙が契約を履行するにあたり、故意、過失などにより甲に損害を与えた場合には、甲は乙に対して損害賠償の請求をなし得るものとする。
- (12) その他詳細については甲の指示に従う。

令和7年度南区区民まつり会場設営等業務委託内容

1 前日設営スケジュール及び業務委託内容

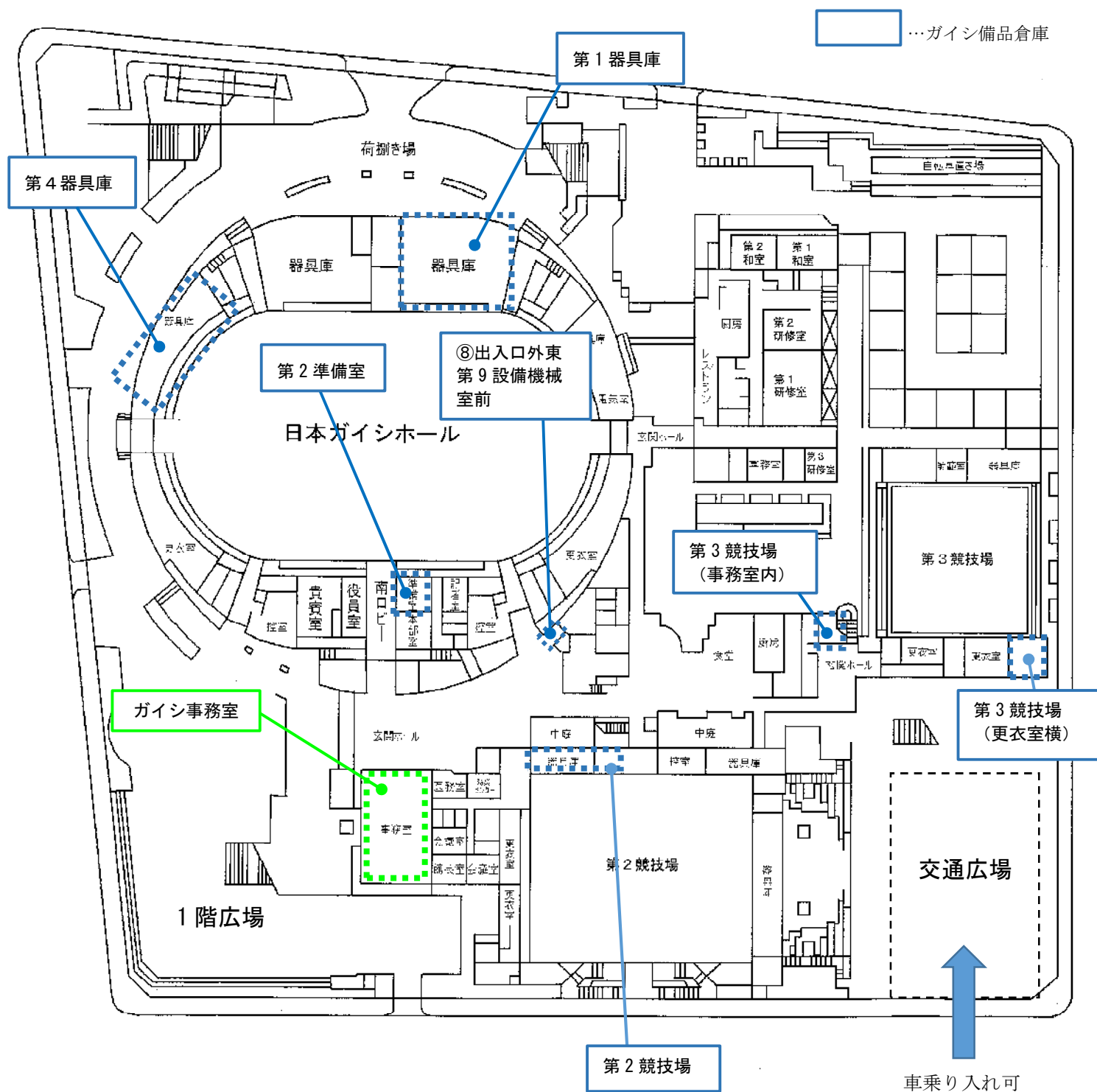
No.	時間 (目安)	作業時間 (目安)	場所	業務委託内容
1	8:00～ 9:30	90分	ガイシ ホール	【資料3】のとおり、各ブース及びパフォーマンスエリアの床(縦横センターライン含む)に白のラインテープを貼る。 ※ラインテープはガイシホール所有のものを使うこととし、設営当日に受託者が、ガイシ事務室にて受け取ること。(このテープは、上記の用途以外では使用しないこと。)
2				受託者用意の備品を指定の場所へ配置する。【資料3】 ※テントは特定の場所で組み立て、紅白幕を横幕として3面に貼る。 ＜受託者用意＞屋内用 ・机(W1800×D600×H700)40本 ・コンパネ(1800×900)24台 ・チェーンスタンド39本 ・プラチェーン93m(予備19m含む) ・ワンタッチテント(2間×3間)2張 ・紅白幕1(3.6×4+5.4×1)
3	9:30～ 10:45	45分	第2競技 場・第3 競技場	【資料5】のとおり、各ブースの床に白のラインテープを貼る。 ※ラインテープはガイシホール所有のものを使うこととし、設営当日に受託者が、ガイシ事務室にて受け取ること。(このテープは、上記の用途以外では使用しないこと。)
4		30分		受託者用意の備品を指定の場所へ配置する。【資料4、5】 ＜受託者用意＞屋内用 ○第2競技場 ・チェーンスタンド7本 ・プラチェーン11m(予備2m含む) ○第3競技場 ・机(W1800×D600×H700)52本 ・衝立(W1800×H1800)42枚
5	10:45～ 12:30	60分	各倉庫 → ガイシ ホール	【資料10】を参照し、設営・撤去が受託者となっているガイシ備品を各倉庫【資料1・2】から運び出し、指定の場所【資料3】に配置する。(周遊企画はテント内に配置する。) <u>※撤去時に元の倉庫へ返すため、運び出す前に、倉庫名を記入した貼り紙(受託者が用意すること)を貼るなどしてどこの備品か把握しておくこと。</u>
6		45分	各倉庫 → 第2競技 場	【資料10】を参照し、設営・撤去が受託者となっているガイシ備品を各倉庫【資料1・2】から運び出し、指定の場所【資料4】に配置する。 壁に備え付けの防球ネットを広げる。(ハンドルを回すだけ) <u>※撤去時に元の倉庫へ返すため、運び出す前に、倉庫名を記入した貼り紙(受託者が用意すること)を貼るなどしてどこの備品か把握しておくこと。</u>
7	12:30～ 13:30	60分	-	休憩
8	13:30～ 14:15	45分	各倉庫 → 第3競技 場	【資料10】を参照し、設営・撤去が受託者となっているガイシ備品を各倉庫【資料1・2】から運び出し、指定の場所【資料5】に配置する。 <u>※撤去時に元の倉庫へ返すため、運び出す前に、倉庫名を記入した貼り紙(受託者が用意すること)を貼るなどしてどこの備品か把握しておくこと。</u>

9	14:15～ 14:30	15分	各倉庫 → 1階ロビー ・1階窓口・1階通路、2階窓口・2階広場	【資料10】を参照し、設営・撤去が受託者となっているガイシ備品を各倉庫【資料1・2】から運び出し、指定の場所【資料6-2、6-3、7-1、7-2】に配置する。 <u>※撤去時に元の倉庫へ返すため、運び出す前に、倉庫名を記入した貼り紙(受託者が用意すること)を貼るなどしてどこの備品か把握しておくこと。</u>
10	14:30～ 15:15	30分	1階広場・1階ロビー ・1階窓口	受託者用意の備品を指定の場所へ配置する。【資料1・2・6-1～6-3】 ※テントは特定の場所で組み立て、机・椅子・ストーブをテント内に配置する。 ＜受託者用意＞ ※うち机14本は屋内用。屋内各所に配置。【資料6-2】 ・机(W1800×D600×H700)43本 ・折りたたみ式椅子55脚 ・テント(2間×3間)3張 ・テント(2間×3間)用3面横幕1張 ・テントウエイト24個 ・灯油ストーブ2台 ・カラーコーン4本
11		15分	2階窓口(2階備品集積所) ・2階広場	受託者用意の備品を指定の場所へ配置し、プラチェーンで囲う。【資料2・7-2】 ＜受託者用意＞ ・机(W1800×D600×H700)2本 ・折りたたみ式椅子4脚 ・テントウエイト追加分(ポールの太さが変わっても対応できるもの)20個 ・チェーンスタンド4本 ・プラチェーン6m(予備2m含む)
12	15:15～ 16:15	60分	関係者駐車場	受託者用意の備品を指定の場所へ配置する。【資料8】 ※テントは特定の場所で組み立て、机・椅子・ストーブを配置する。 ＜受託者用意＞屋外用 ・机(W1800×D600×H700)31本 ・折りたたみ式椅子13脚 ・丸椅子100脚 ・テント(2間×4間)4張 ・テントウエイト24個 ・ガスストーブ3台 ・灯油ストーブ2台
13	16:15～ 17:00	45分	一般駐車場	受託者用意の備品を指定の場所へ配置する。【資料9】 ※テントは特定の場所で組み立てた状態にする。 ※プラチェーンおよびチェーンスタンドを用いて各スペースを囲う。 ＜受託者用意＞屋外用 ・机(W1800×D600×H700)5本 ・折りたたみ式椅子17脚 ・テント(1.5間×2間)1張 ・テント(1.5間×2間)用3面横幕1張 ・テントウエイト4個 ・灯油ストーブ2台 ・チェーンスタンド104本 ・プラチェーン310m(予備10m含む)
14	17:00		ガイシ事務室前	事務局側に完了報告をし、解散。

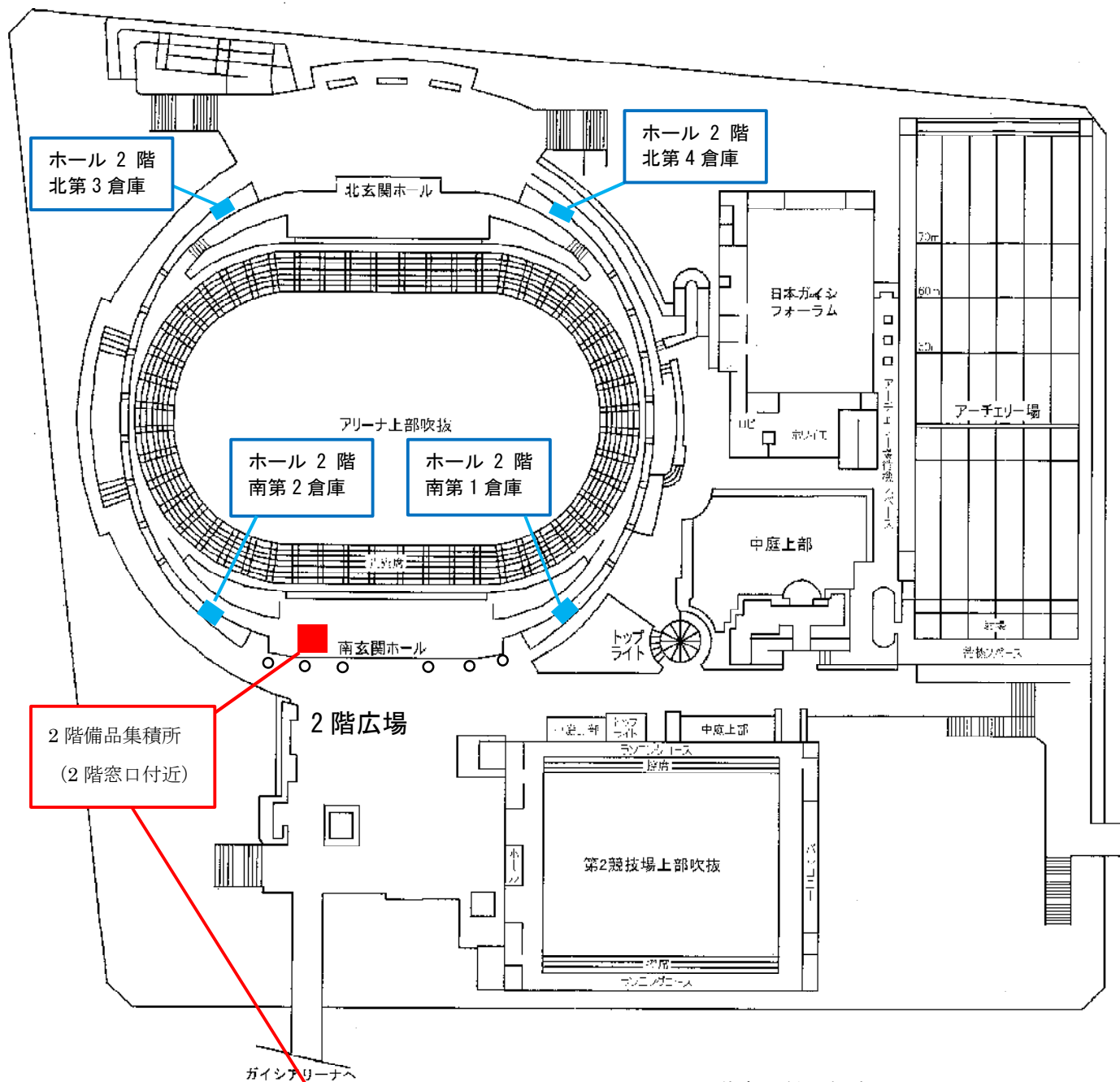
2 撤去スケジュール及び業務委託内容

No.	時間 (目安)	作業時間 (目安)	場所	業務委託内容
15	15:00～ 16:30	90分	ホール・ 各競技 場→ 各倉庫	①ガイシ備品(No.5・6・8・9)を撤去する。 ※設営時に配置した場所から、元あった倉庫へ戻す。 ②全てを戻し終えたら、ガイシ職員に報告し、チェックを受ける。 ※ガイシ職員が各倉庫の備品種類・数のチェックを行うので、指摘があった場合には、受託者側で対応すること。
16	16:30～ 17:30	60分 (右記業 務を同 時並行 で行う)	ガイシ ホール	①ガイシホール内の、受託者用意の備品(No.2)を撤去する。 ②床に貼ったラインテープ(No.1)を撤去する。
			第2・3競 技場	①受託者用意の備品(No.4)を撤去する。 ②床に貼ったラインテープ(No.3)をはがす。 ③広げた防球ネット(No.6)を元の位置に戻す(ハンドルを回す)。
			2階広場	床に貼ってある緑色の養生テープ(資料7-1参照)をはがす。
17	17:30～ 18:30	60分 (右記業 務を同 時並行 で行う)	各階備 品集積 所	各階備品集積所及び各階の広場・ロビー・窓口から受託者用意の備品(No.10・11)を撤去する。
			関係者 駐車場	受託者用意の備品(No.12)を撤去する。
			一般駐 車場	受託者用意の備品(No.13)を撤去する。
18	18:30		ガイシ 事務室 前	事務局側に完了報告をし、解散。

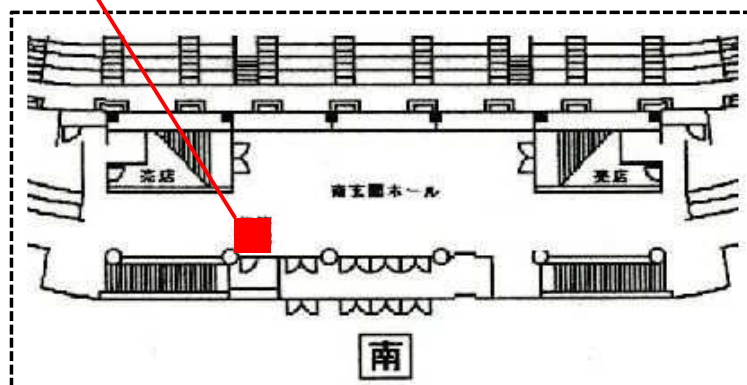
日本ガイシスポーツプラザ会場図（1階）



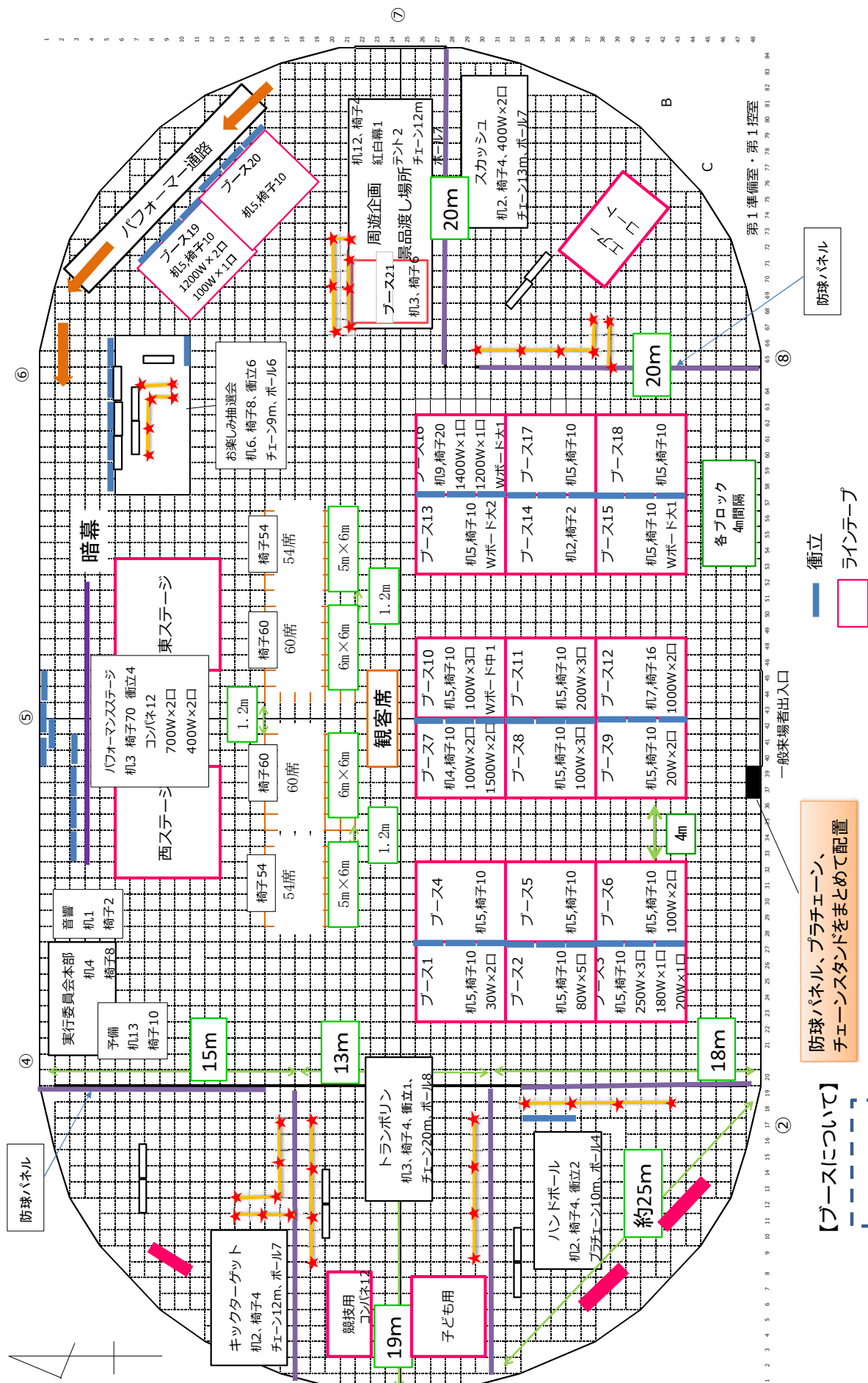
日本ガイシスポーツプラザ会場図（2階）



<2階窓口付近拡大図>



ガイシホールレイアウト



【ブースについて】

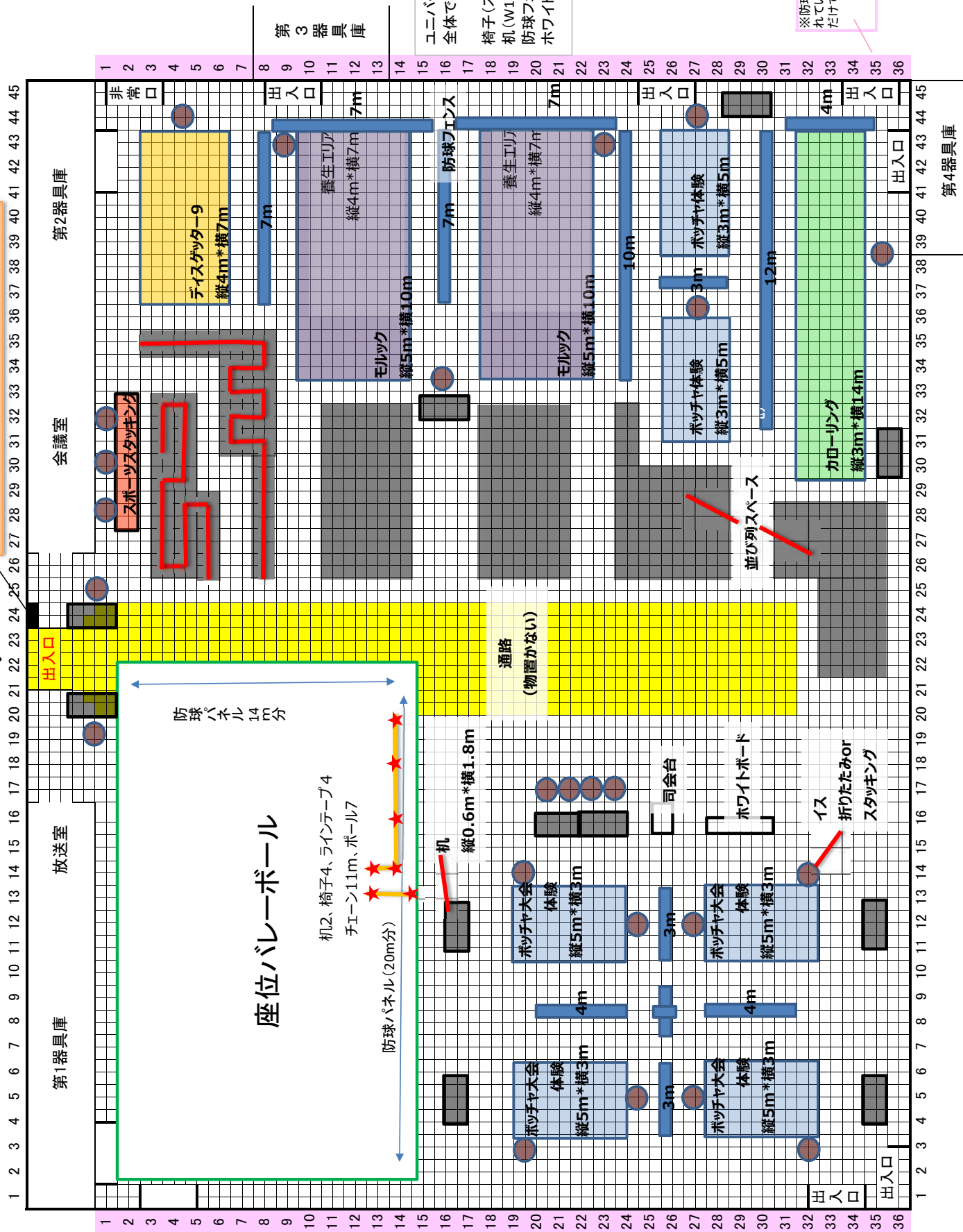
 $5\text{m} \times 5.4\text{m}$

立 立 立

第2競技場レイアウト

資料4

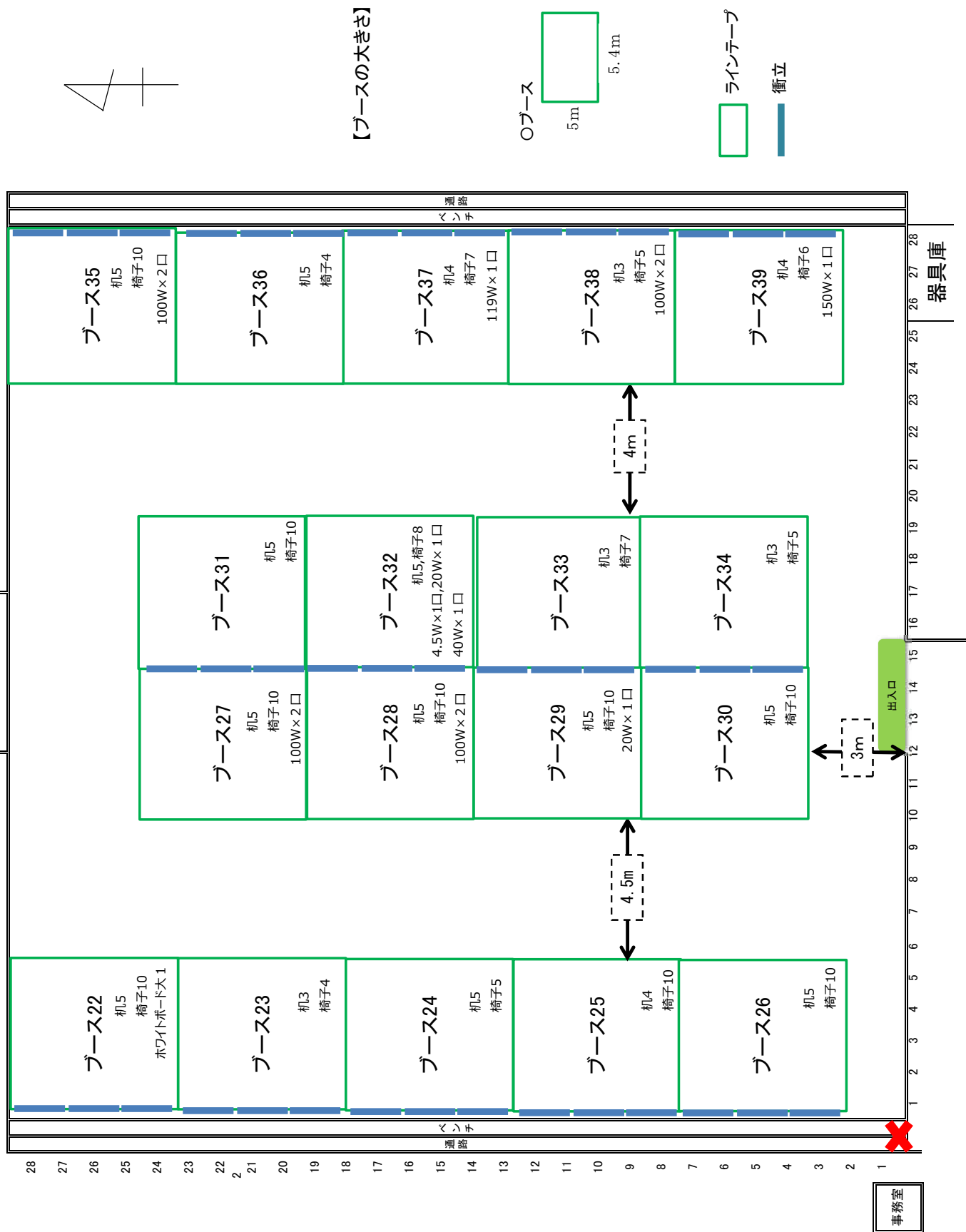
防球パネル、プラチェーン、チェーン
スタンドをまとめて配置



男子更衣室・トイレ

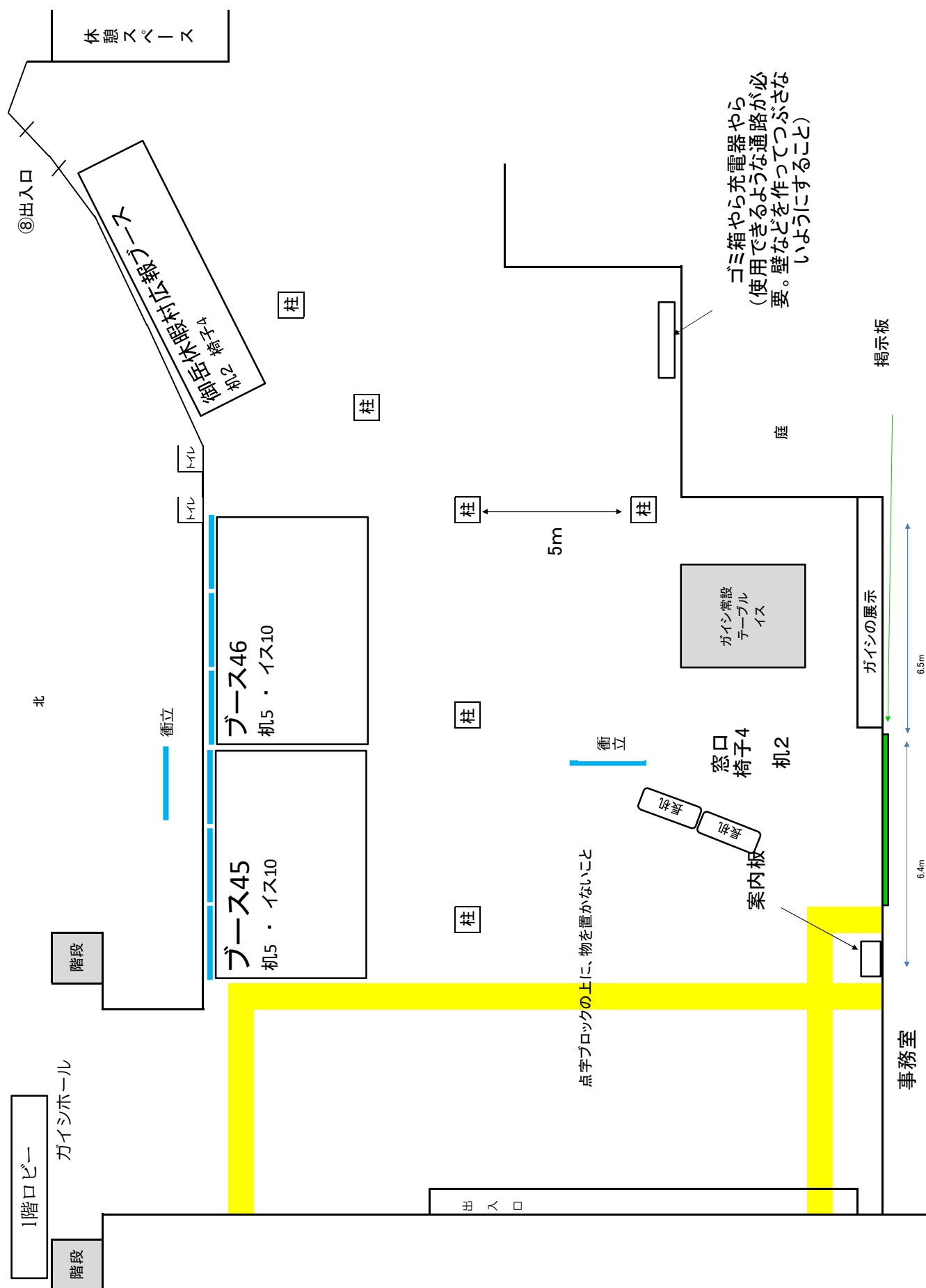
女子更衣室・トイレ

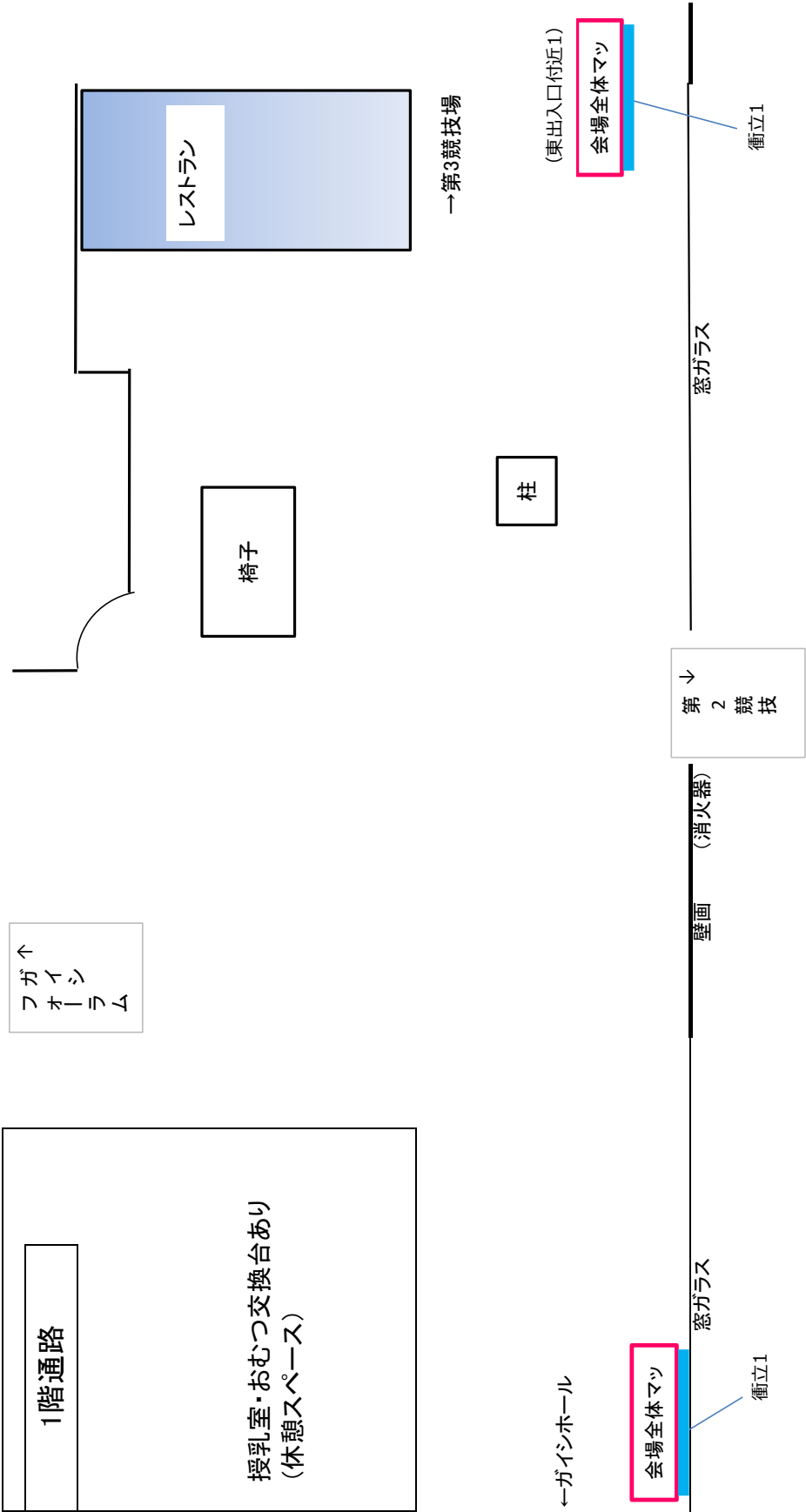
第3競技場 レイアウト



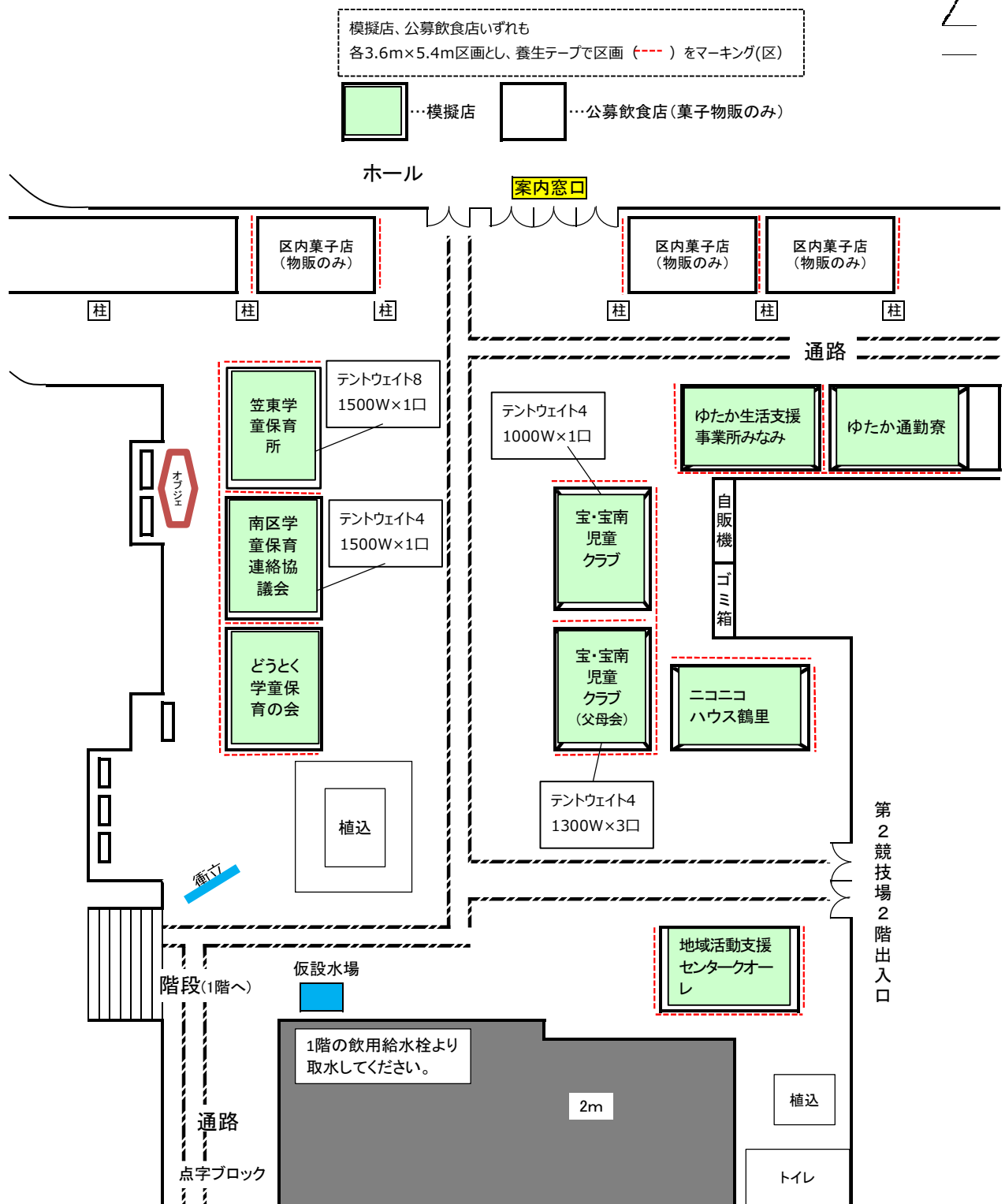
1階広場レイアウト



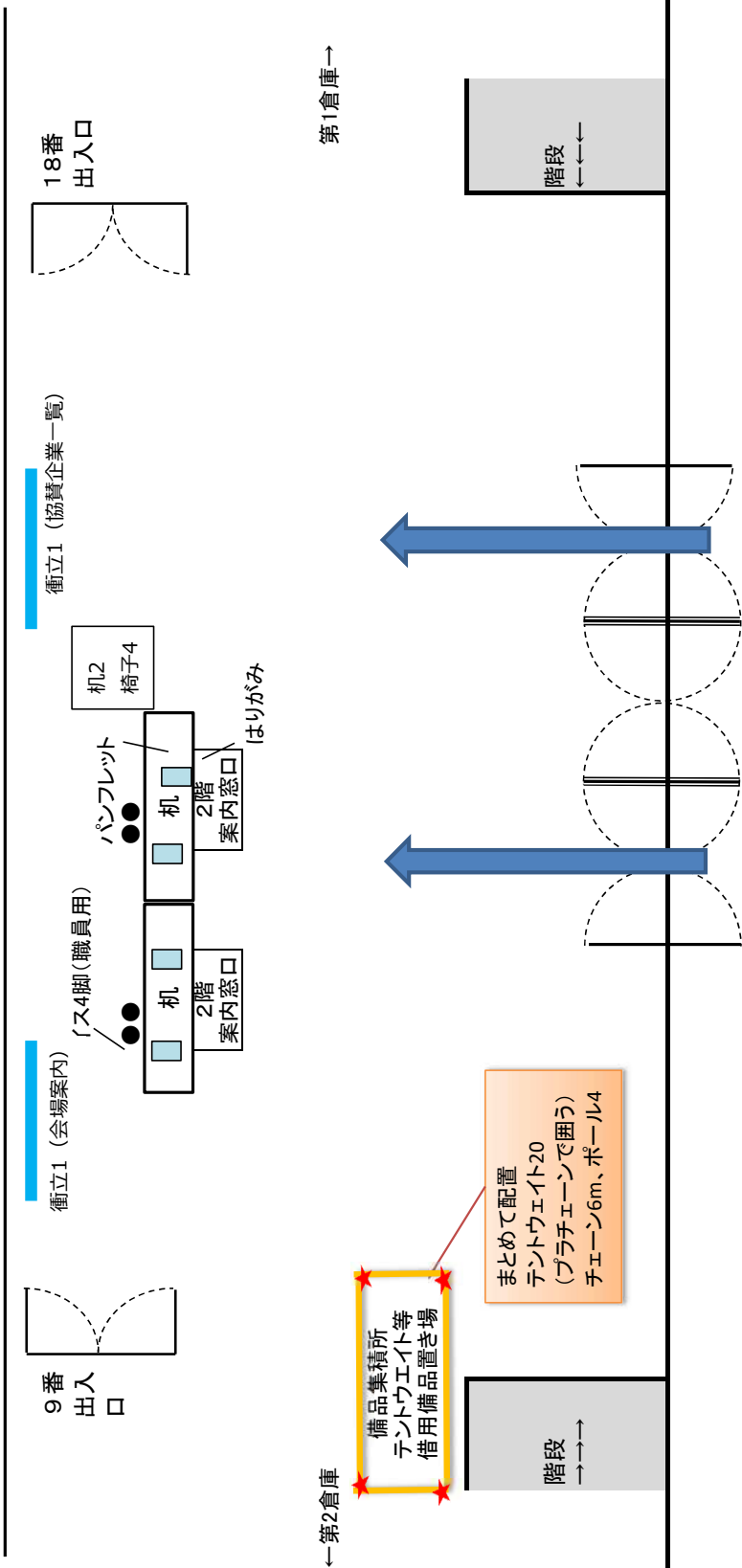




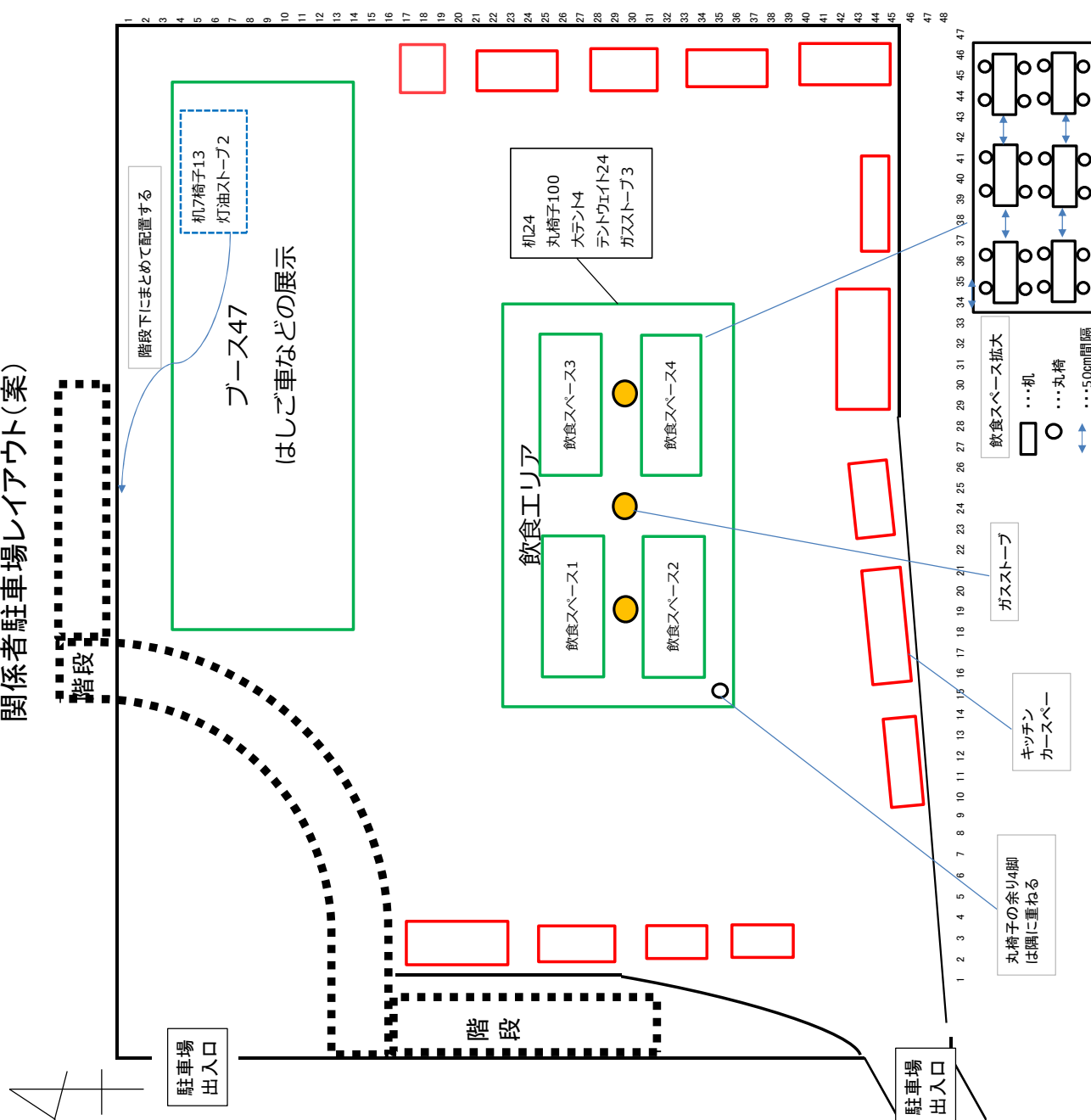
2階広場レイアウト



2階窓口レイアウト

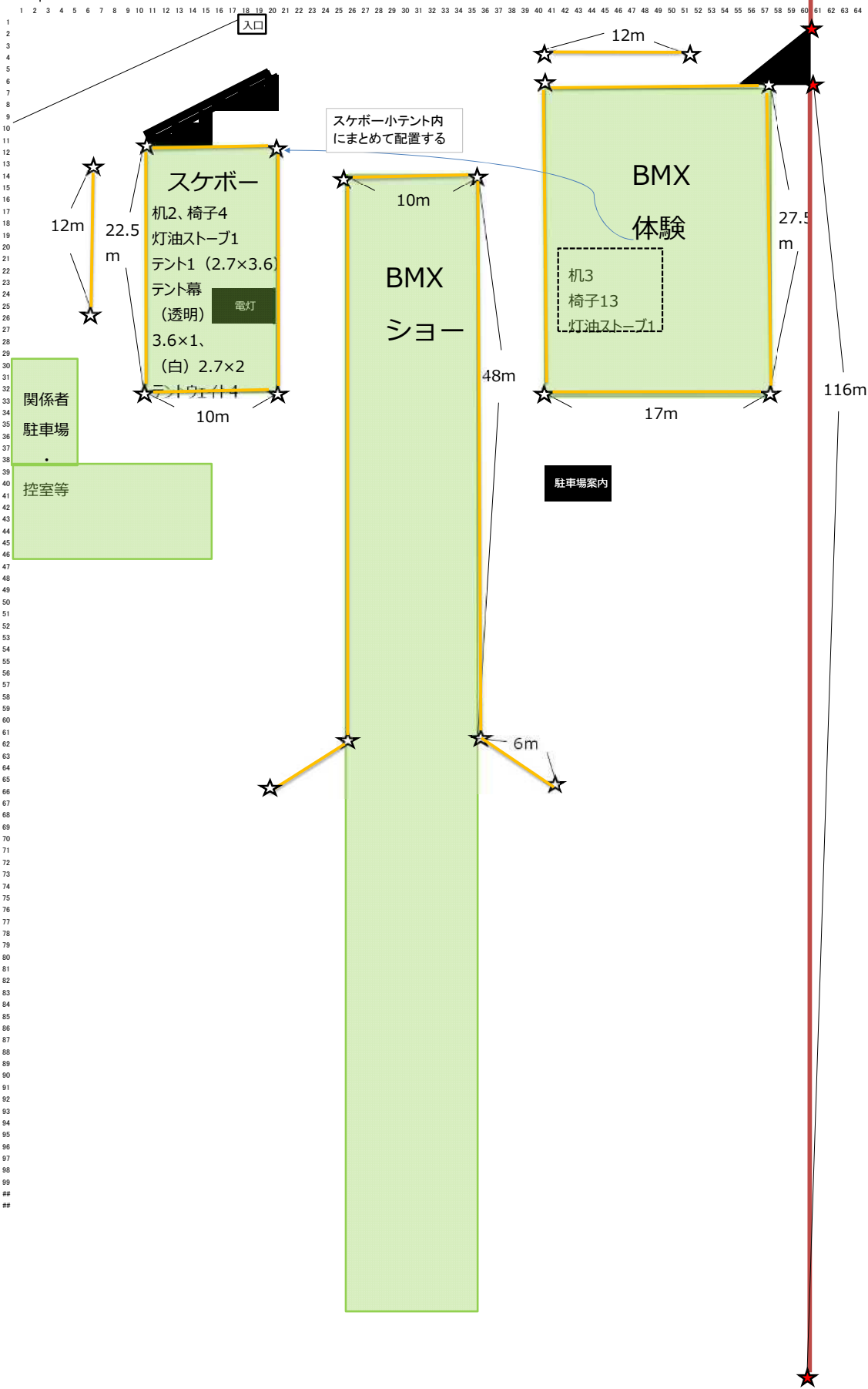


関係者駐車場しアウト(案)



一般駐車場レイアウト(案)

- ☆ ブラチェーン（ポール） BMX体験101m（35個）、BMXショー118m(42個)、スケボー77m(27個)
- ★ コーン（2m間隔で）60個 ※コーン間は立入禁止テープ



ガイシホール備品

資料10

※机・椅子については、台車ごと運び、残数は台車に載せたまま、配置場所の付近に保管。

※ガイシ備品は、貼紙を貼るなどして、返却場所が判別できるようにしておき、元の保管場所に返却すること。

保管場所	保有数	配置場所	使用数	設営・撤去
机（W1800×D600×H700）				
ホール第1器具庫 10本*6台	60	ホール（出展ブースNo. 7、10～18、21）	55	受託者
		ホール（実行委員会本部）	4	受託者
		ホール（音響）	1	受託者
ホール2階南第2倉庫 10本*3台	30	ホール（周遊企画）	12	受託者
		ホール（スポーツ企画）	9	受託者
		ホール（抽選会）	6	受託者
		ホール（パフォーマンステージ）	3	受託者
ホール2階北第3倉庫	10	ホール（出展ブースNo. 19、20）	10	受託者
第2準備室	6	貴賓室	2	実行委員会
第2競技場 10本*2台	30	ホール（予備：本部前）	13	受託者
		第2競技場（ユニバーサルスポーツエリア）	15	受託者
		第2競技場出展（座位バレーボール）	2	受託者
第3競技場（更衣室横）10本*3台 9本*1台	32	第3競技場（出展ブースNo. 22～27）	27	受託者
		（予備：第3競技場更衣室横に保管のまま）	5	—
計	168		164	
受託者用意（業者）	173	ホール（出展ブースNo. 1～6、8、9）	40	受託者
		第3競技場（出展ブースNo. 28～39）	52	受託者
		1階ロビー（出展ブースNo. 45、46、御岳）	12	受託者
		1階ロビー（1階窓口）	2	受託者
		1階広場（出展ブースNo. 42～44、棒の手）	24	受託者
		1階広場（外従事員休憩所）	5	受託者
		2階窓口	2	受託者
		関係者駐車場（ブースNo. 47、飲食エリア）	31	受託者
		一般駐車場（BMX、スケボー）	5	受託者
計	173		173	
折りたたみ式椅子				
ホール2階南第2倉庫 30脚*3台	90	ホール（ステージ）	70	受託者
		ホール（音響）	2	受託者
		ホール（実行委員会本部）	8	受託者
		ホール（抽選会）	8	受託者
		（予備：ホール2階南第2倉庫に保管のまま）	2	—
ホール2階北第3倉庫 30脚*1台	30	ホール（スポーツ企画）	16	受託者
		ホール（周遊企画）	4	受託者
		ホール（予備：本部前）	10	受託者
ホール2階北第4倉庫	30	1階ロビー（出展ブースNo. 45、46、御岳）	24	受託者
		1階窓口	4	受託者
		（予備：ホール2階北第4倉庫に保管のまま）	2	—
計	150		150	
受託者用意（業者）	89	1階広場（出展ブースNo. 42～44、棒の手）	45	受託者
		1階外従事員休憩所	10	受託者
		2階窓口	4	受託者
		関係者駐車場（ブースNo. 47）	13	受託者
		一般駐車場（BMX、スケボー）	17	受託者
計	89		89	
スタッキングチェア				
ホール第1器具庫	300	ホール（観客席）	228	受託者
		ホール（出展ブースNo. 7～12、21）	72	受託者
ホール第4器具庫（有料）	5000	ホール（出展ブースNo. 1～6、13～20）	142	受託者
第2競技場	100	ユニバーサルスポーツエリア	35	受託者
		座位バレーボール	4	受託者
		予備	61	受託者
第3競技場	150	出展ブース	141	受託者
		（予備：第3競技場倉庫に保管のまま）	9	—
計	5550		692	

丸椅子					
受託者用意（業者）		100	関係者駐車場（飲食エリア）予備含む	100	受託者
計		100		100	
衝立（W1800×H1800）					
ホール	赤色	9	ホール出展ブース背面3×11	9	受託者
	赤2連	2		2	受託者
	無印	16		16	受託者
	無印2連	2		2	受託者
	無印窓付	3		3	受託者
	（新規）			1	受託者
第2競技場	（新規）	30	ホール（パフォーマンス4、ハンドボール2、トランポリン1、抽選会6、ホール⑤出入口付近（風除用）4）、1階ロビー2×3、2階窓口1、2階広場1、会場案内図掲示4（1階窓口・東出入口付近・第2競技場付近通路各1、2階窓口）	29	受託者
第3競技場（更衣室横）	（新規）				受託者
計		62		62	
受託者用意（業者）		42	第3競技場出展ブース3×14	42	受託者
計		42		42	
ハンドボールゴール（台）					
ホール第1器具庫		2	ホール（ハンドボール）	2	受託者
計		2		2	
防球パネル（サイズ不明）					
ホール第1器具庫		310	西側（南北29m分および東西19m分×2列）、東側（南北18m分、東西20m分）予備含む（余剰分はそのまま保管）	310	受託者
第2競技場		190	ユニバーサルスポーツ（総延長80m分） 座位バレーボール（総延長34m分）予備含む（余剰分はそのまま保管）	190	受託者
計		500		500	
ホワイトボード（大:2526×610;H1990、中:1926×610;H1840）					
ホール	大	11	ホール（出展ブースNo.13×2、15、16）	4	受託者
			（予備：ホール倉庫に保管のまま）	7	—
第2競技場	大	2	ユニバーサルスポーツ	1	受託者
			（予備：第2競技場倉庫に保管のまま）	1	—
	中	7	ホール（出展ブースNo.10）	1	受託者
			ユニバーサルスポーツ	1	受託者
第3競技場（更衣室横）	大	5	（予備：第2競技場倉庫に保管のまま）	5	—
			第3競技場（出展ブースNo.22）	1	受託者
			（予備：第3競技場倉庫に保管のまま）	4	—
計		25		25	
案内板（立看板）					
事務室		2	1階窓口1、⑧出口付近通路1	2	実行委員会
ホール倉庫		7	ホール（一般来場者出入口付近2、スポーツ企画5）	7	実行委員会
第2競技場		3	2階窓口1、1階通路（授乳室案内1）	2	実行委員会
			第2競技場前1	1	実行委員会
第3競技場（事務室内）		3	第3競技場前1、1階通路（東出入口付近1）	2	実行委員会
			（予備：第3競技場倉庫に保管のまま）	1	—
計		15		15	
区役所持参 自立式看板（550×1400）		16	ホール5（ステージ各1、抽選会2、周遊企画2）、ホール前階段2、2階窓口3、1階広場2、関係者駐車場（飲食案内）1、一般駐車場3	16	実行委員会
ストーブ（灯油・電源不要）					
受託者用意（業者）		6	1階外従事員休憩所	2	受託者
			関係者駐車場（ブースNo.47）	2	受託者
			一般駐車場（BMX、スケボー）	2	受託者
計		6		6	
ストーブ（ガス・屋外用）					
受託者用意（業者）		3	関係者駐車場（飲食エリア）	3	受託者
計		3		3	
傘袋スタンド（ポール型）※雨天時使用					

ホール倉庫	2	1階受付	1	実行委員会
		2階受付	1	実行委員会
計	2		2	
コンパネ (1800×900)				
受託者用意 (業者)	24	ホール (トランポリンエリア・西ステージ各12)	24	受託者
計	24		24	
ワンタッチテント (2間×3間) ※天幕不要				
受託者用意 (業者)	2	ホール (周遊企画) 2	2	受託者
計	2		2	
白テント (2間×4間)				
受託者用意 (業者)	4	関係者駐車場 (飲食エリア)	4	受託者
計	4		4	
白テント (2間×3間)				
受託者用意 (業者)	4	1階広場 (出展ブースNo. 42～44、外従事員休憩所)	4	受託者
計	4		4	
白テント (2間×3間) 用横幕				
受託者用意 (業者)	1	1階広場 (外従事員休憩所) 3.6×2+5.4×1	1	受託者
計	1		1	
白テント (1.5間×2間)				
受託者用意 (業者)	1	一般駐車場 (スケボー)	1	受託者
計	1		1	
白テント (1.5間×2間) 用横幕				
受託者用意 (業者)	1	一般駐車場 (スケボー) 透明3.6幅	1	受託者
	2	一般駐車場 (スケボー) 透明または白2.7幅	2	受託者
計	3		3	
テントウェイト (ポールの太さが変わっても対応できるもの)				
受託者用意 (業者)	72	2階窓口付近 備品集積所	20	受託者
		1階広場出展ブース	24	受託者
		関係者駐車場	24	受託者
		一般駐車場	4	受託者
合計	72		72	
チェーンスタンド				
受託者用意 (業者)	154	ホール (全体)	39	受託者
		第2競技場 (座位バレーボール)	7	受託者
		2階窓口付近 備品集積所	4	受託者
		一般駐車場	104	受託者
合計	154		154	
プラチェーン (m)				
受託者用意 (業者)	420	ホール (全体)	93	受託者
		第2競技場 (座位バレーボール)	11	受託者
		2階窓口備品集積所	6	受託者
		一般駐車場	310	受託者
合計	420		420	
カラーコーン				
受託者用意 (業者)	4	1階搬入出用トラック停車位置付近	4	受託者
合計	4		4	
紅白幕				
受託者用意 (業者)	1	ホール (周遊企画) 3.6×4+5.4×1	1	受託者
合計	1		1	
その他				
ラインテープ白 ※1本20m	50	ホール	30	実行委員会
		第2競技場	10	実行委員会
		第3競技場	20	実行委員会
台車	10	各班	10	実行委員会
担架	1	救護室	1	実行委員会
車椅子	1	救護室	1	実行委員会
司令台	1	ホール競技運営	1	実行委員会
	2	第2競技場競技運営	1	実行委員会

内線電話	1	ホール本部	1	三光
ワイヤレスマイク(ハンド)	6	パフォーマエリア	6	三光
マイクスタンド(床上)	2	パフォーマエリア	2	三光
マイクスタンド(卓上)	1	ホール放送	1	三光

情報取扱注意項目

（基本事項）

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の適正取得）

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（再委託の禁止又は制限等）

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の

取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している

者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等） 【約款の場合は推奨】

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる名古屋市（以下「市」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NOx・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(エコドライブの実施)

第3 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、エコドライブの実施に努めなければならない。

(調査への協力)

第4 自ら物品の納入を行う契約業者又は納入業者は、物品の納入にあたり、市が別途交付する名古屋市グリーン配送適合車両届出済証又はグリーン配送実施計画届出済証を携帯するよう努めなければならない。また、市がグリーン配送に関する必要な調査を実施する場合は、その指示に従うこととする。

暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受託者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

委託者の解除権

- 第1条** 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、委託者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る委託者の解除権)

第1条 委託者は、受託者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、委託者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、委託者契約規則(昭和39年委託者規則第17号)(以下「契約規則」という。)第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受託者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、受託者は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、そのことを委託者が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定

する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、委託者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、委託者は、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

- 第 3 条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。